

一九六一年一月六日  
第三種郵便物認可

# 公報

発行所  
琉球政府総務局  
渉外広報部文書課  
電話 55-7174

販売所  
財務部用度課  
電話 政府 242

定 価  
年 間 8 弗  
(郵送料共)  
1 部 10 仙

目次	ページ
規 則	
○外国通貨の交換に関する規則の一部を改正する規則(規則第四十五号)	1
○沖縄学校安全会法施行規則の一部を改正する規則(規則第四十六号)	2
告 示	
○字の区域設定(告示第九十七号)	2
○琉球政府車両登録事務所中部支所同北部支所の業務停止(告示第九十八号)	2
○社会福祉施設の管理運営を行なう法人の指定(告示第九十九号)	2
総務局事項	
○東京事務所執務細則(総務局訓令第六号)	3
通商産業局事項	
○答申書(運輸審議会告示第四号)	3
建設局事項	
○土地建物取引業者の登録(建設局告示第二十五号)	4

### 労働局事項

○事務所の移転(労働局告示第一号)

### 人事異動

○立法院

### 公 告

- 飼料の登録
- 沖縄における昭和四十六年度宅地建物取引主任者講習の修了者
- 労働基準法に基づく公聴会の開催
- 公示催告
- 押収物還付公告
- 相続権主張の催告

### 規 則

規則第四十五号

外国通貨の交換に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

一九七二年四月四日

行政主席 屋 良 朝 苗

外国通貨の交換に関する規則の一部を改正する規則

外国通貨の交換に関する規則(一九六八年規則第五十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「五十ドル相当額」を「三百ドル相当額」に改める。

第五条を次のように改める。

第五条 交換銀行が保有することのできる外国通貨の総額は、二十万ドル相当額をこえてはならない。ただし、その額の算定は、この規則の施行の日から五月十四日までの各一日平均によるものとする。

週二回(火、金)定期発行  
必要に応じ号外発行

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規則第四十六号

沖繩学校安全会法（一九六五年立法第十号）第十九条第一項二号及び第三項、第二十条から第二十四条まで、第三十六条第二項から第四項まで及び第四十二条の規定に基づき、沖繩学校安全会法施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

一九七二年四月四日

行政主席 屋 良 朝 苗

沖繩学校安全会法施行規則の一部を改正する規則

沖繩学校安全会法施行規則（一九六五年規則第百六十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「千八十三ドル」を「千七百五十ドル」に、「四十二ドル」を「六十九ドル四十五セント」に改め、同項第三号中「八百三十三ドル」を「千三百八十八ドル八十五セント」に改め、同条第二項中「三年」を「五年」に改める。

第四条第一項第一号中「一ドル」を「一ドル三十九セント」に改める。

第七条中「十セント」を「十九・四五セント」に、「一セント」を「一・一セント」に改める。

第八条中「七月一日から七月三十一日」を「五月二十日」に改める。

第十四条第二項中「十セント」を「十九・四五セント」に、「十九セント」を「三十八・八九セント」に、「七セント」を「十三・八九セント」に、「三セント」を「五・五六セント」に改める。

第十五条中「十セント」を「十九・四五セント」に、「三セント」を「五・五六セント」に改める。

附則第三項中「十セント」を「十九・四五セント」に、「三セント」を「五・五六セント」に改める。

別表第一の金額の欄中「一、〇八三ドル」を「一、七五〇ドル」に、「一、〇〇〇ドル」を「一、五五五ドル五六セント」に、「八七五ドル」を「一、三六一ドル一七セント」に、「七五〇ドル」を「一、一九四ドル四四セント」に、「六六七ドル」を「一、〇二七ドル四四セント」に、「五四二ドル」を「八六

一ドル十一セント」に、「四五八ドル」を「七二二ドル二二セント」に、「三七五ドル」を「五八三ドル三三セント」に、「二九二ドル」を「四五八ドル三三セント」に、「二〇八ドル」を「三四七ドル二二セント」に、「一六七ドル」を「二六三ドル八九セント」に、「二五五ドル」を「一九四ドル四四セント」に、「八三ドル」を「一二五ドル」に、「四二ドル」を「六九ドル四四セント」に改める。

第一号様式(1)及び(2)中「〇・〇〇〇」を「〇・〇〇〇」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、一九七二年四月一日から適用する。
- 2 この規則の施行前に生じた廃疾又は死亡に係る廃疾見舞金又は死亡見舞金の支給については、改正後の沖繩学校安全会法施行規則（以下「新規則」という。）第二条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行前に同一の負傷又は疾病に關し、医療費の支給開始後三年を経過した者に係る医療費の支給及びこの規則の施行前に生じた負傷又は疾病に係る災害の範囲については、新規則第二条第二項及び第四条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

市 報

市報第97号

市町村自治法（1953年立法第一号）第6条の3の規定により、1972年3月10日から佐敷村の字の区域を設定した旨届けがあった。

1972年4月4日

行政主席 屋 良 朝 苗

佐敷村字津波古垣元原 532 番地充公有水面埋立地248,994,98平方メートルを宇新聞とする。

市報第98号

本土復帰準備のため、琉球政府軍医監事事務所中筋支所同北筋支所の業務を次により停止します。

1972年4月4日

行政主席 屋 良 朝 苗

1 停止理由

本土復帰した場合、自動車の登録事務は「沖縄県陸運事務所」（仮称）に一元化されるので現在各支所で登録された自動車登録原簿等の本所への一本化作業を行なうため

2 業務停止の日時

1972年4月29日

3 登録業務

沖縄本島一円の自動車の登録事務等は1972年4月29日以降復帰日まで琉球政府車両登録事務所（那覇市）で行なう。

告示第99号

社会福祉施設の設置及び管理に関する立法（1971年立法第126号）第2条に基づき、政府の委託を受けて同法第1条に規定する社会福祉施設の管理運営を行なう法人を次のとおり指定し、1972年2月17日から適用する。

1972年4月4日

行政主席 屋 良 朝 苗

1 法人の名称

社会福祉法人沖縄県社会福祉事業団

2 理事長名

屋 良 朝 苗

3 主たる事務所の所在地

那覇市旭町35番地

4 設立年月日

1972年2年17日

総 務 局 事 項

総務局訓令第5号

東京事務所組織規制第13条に基づき執務細則を定める割合を次のように定める。  
1972年4月4日

総務局長 新 垣 茂 治

東京事務所執務細則

第1条 東京事務所組織規則（1962年規則第19号）第15条の規定に基づき、東京事務所における復帰記念沖縄特別国民体育大会（以下「特別団体」という。）の事務連絡等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 前項の目的を達成するため、東京事務所は連絡事務所を置き、その名称及び位置は次のとおりとする。

名 称 琉球政府東京事務所特別国民体育連絡所  
位 置 東京都渋谷区神南1-1-1  
財団法人日本体育協会岸記念体育館

第3条 琉球政府東京事務所特別国民体育連絡所（以下「特別国民体育連絡所」という。）の事務は、次のとおりとする。

1 総理府、文部省、日本体育協会、各都道府県および関係種目別競技団体その他関係機関団体との連絡に関すること。

第4条 特別国民体育連絡所に職員を置き、東京事務所の渉外官をもって充てる。

附 則

この割合は、公布の日から施行する。

通 商 産 業 局 事 項

運輸審議会告示第4号

1971年11月19日づけ通海第162号、審問第15号の審問事項中第1項については、次のとおり答申することを決定したので運輸審議会設置法第13条第1項により告示します。  
1972年4月4日

運輸審議会議長 新 城 利 彦

答 申 書

一、主 文 那覇市西1丁目3番地の6田畑兼申請に係る金武湾及び中城湾における旅客不定期航路事業の許可については、申請どおり許可して差支えない。

一 理由 当該事業は金武高及び中城湾内に沖合泊する船舶の乗組員、船舶関係者、その他の者の輸送に供する通船業務であるが、海上運送法第4条及び第4条の2に抵触するものではないこと。

建設局事項

建設局告示第25号

土地建物取引業法（1953年立法第49号）第5条第1項の規定に基づき、次のとおり土地建物取引業者の登録をしたので告示する。

1972年4月4日

建設局長 仲 村 栄 春

登録番号	第399号
登録年月日	1972年3月25日
申請者氏名	個人 高江洲 昌 安
商号又は名称	丸高不動産
事務所の所在地	那覇市豊原町 249番地3
取引主任者氏名	高 良 幸 男
種 別	新 規
登録番号	第400号
登録年月日	1972年3月25日
申請者氏名	個人 赤 峯 篤 三
商号又は名称	赤嶺不動産商事
事務所の所在地	那覇市山下町1丁目22番地1
取引主任者氏名	赤 峯 正 一
種 別	新 規
登録番号	第401号
登録年月日	1972年3月25日
申請者氏名	個人 上 原 敏 男
商号又は名称	平和不動産商事
事務所の所在地	那覇市牧志町2丁目 410番地
取引主任者氏名	上 原 敏 男

種 別	新 規
登録番号	第402号
登録年月日	1972年3月25日
申請者氏名	個人 又 吉 久 正
商号又は名称	(正) 又吉不動産商事
事務所の所在地	那覇市宇安里 463番地
取引主任者氏名	又 吉 久 正・國 吉 雅 彦
種 別	新 規

登録番号	第403号
登録年月日	1972年3月25日
申請者氏名	個人 新 垣 徳 一
商号又は名称	三友不動産
事務所の所在地	那覇市首里山川町1丁目33番地
取引主任者氏名	新 垣 徳 一
種 別	新 規

登録番号	第404号
登録年月日	1972年3月25日
申請者氏名	個人 垣 花 輝 庭
商号又は名称	徳川不動産
事務所の所在地	那覇市宇登川21番地
取引主任者氏名	仲 里 朝 智
種 別	新 規

労働局事項

労働局告示第1号

労働局労働部涉外労働課は、次のとおり移転しました。

1972年4月4日

労働局長 仲 村 栄 春

1 名 称 労働局労働部涉外労働課

記

- 2 新所在地 那覇市東町18番地の3 旧琉球銀行本店
- 3 旧所在地 那覇市泉崎1丁目2番地の32
- 4 移転年月日 1972年3月14日

人事異動

立法院

氏名	現職	現職又は職名	新配置先	新職級又は職名	任用の種別
----	----	--------	------	---------	-------

糸敷 昌明 立法院事務局 3級一般職 立法院事務局 2級一般職 見任

永山 牧子 " 2級一般職 立法院事務局 3級一般職 "

(1972年3月6日)

年本ヨシ子 立法院事務局 2級一般職 立法院事務局 2級一般職 配属換

比嘉加寿子 " 經理係 " 用度係 " " "

(1972年3月23日)

議員秘書 又 吉 善 正

議員秘書 (牛座康信議員付) を免ずる

1972年2月29日

翁 長 盛 武

議員秘書 (与座康信議員付) に採用する  
給料月額 141,500円を給する

1972年3月15日

公 告

飼料の品質改善に関する立法 (1960年立法第91号) 第9条の規定に基づき、次のとおり飼料の登録をしたので、同法第12条の規定により公告します。

1972年4月4日

行政主席 屋 良 朝 吉

登録番号	登録年月日	飼料の名称	登録保証成分率				飼料(輸入)業者の氏名及住所
			粗蛋白質	粗脂肪	粗ゼンマイ	粗灰分	
G.R.I 72 BA 第237号	1972 3.	味えき完全配合飼料 子豚用人工 乳アミノビッドNA	%以上 23.0	%以上 2.5	%以下 2.0	%以下 7.5	那覇市宇天久1190 合資会社 共栄ミート
G.R.I 72 BA 第238号	"	" アミノビッドNB	19.0	2.5	4.0	7.0	"
G.R.I 72 BB 第239号	"	味えき完全配合飼料 養豚前期 サンエース	16.0	2.0	6.0	9.0	"
G.R.I 72 BC 第240号	"	味えき完全配合飼料 養豚後期 サンミート	12.0	4.0	6.0	9.0	"

G. R. I 72 BD 第241号	1972 3.	味えさ完全配合飼料 種豚用	13.5	1.5	8.0	10.0	"
G. R. I 72 TA 第242号	"	フタワ印幼すう育成 用完全配合飼料チッ ク	19.0	2.0	6.0	9.0	コザ市照屋 303 沖縄フタワ商会
G. R. I 72 TC 第243号	"	フタワ印完全配合飼 料グロウー	15.0	3.0	6.0	10.0	"
G. R. I 72 TD 第244号	"	フタワ印成鶏用完全 配合飼料種鶏	16.0	2.0	6.0	12.5	"

沖縄における昭和46年度宅地建物取引主任者講習の終了者  
 沖縄における免許試験及び免許資格の特例に関する暫定措置法の施行に伴う  
 建設省関係の特例に関する省令（昭和44年建設省令第47号）第4条第4項の規  
 定による沖縄における昭和46年度宅地建物取引主任者の講習の課程を修了した  
 者を、次のとおり公告する。  
 昭和47年1月20日

建設大臣 西 村 英 一

受講番号	氏 名	受講番号	氏 名
1	仲根 宗盛	2	西比 嘉武
3	浜崎 城盛	4	表嘉 真武
5	金山 里平	6	細国 吉川
7	山西 嘉久	8	国砂 平村
9	嘉久 又久	10	中吉 川吉
11	嘉久 又久	12	吉川 城念
13	嘉久 又久	14	城念 原程
15	嘉久 又久	16	大山 知赤
17	嘉久 又久	18	知赤 西仲
19	嘉久 又久	20	西仲 兼上
21	嘉久 又久	22	兼上 伊金
23	嘉久 又久	24	伊金 知西
25	嘉久 又久	26	知西 仲伸
27	嘉久 又久	28	仲伸 和次
29	嘉久 又久	30	和次 安富
31	嘉久 又久	32	安富 邦
33	嘉久 又久	34	邦 秀
35	嘉久 又久	36	秀 雄
37	嘉久 又久	38	雄 進
39	嘉久 又久	40	進 雄
41	嘉久 又久	42	雄 直
43	嘉久 又久	44	直 夫
45	嘉久 又久	46	夫 信
47	嘉久 又久	48	信 一
49	嘉久 又久	50	一 隆
51	嘉久 又久	52	隆 榮
53	嘉久 又久	54	榮 俊
55	嘉久 又久	56	俊 清
57	嘉久 又久	58	清 安
59	嘉久 又久	60	安 彦
61	嘉久 又久	62	彦 弘
63	嘉久 又久	64	弘 惟
65	嘉久 又久	66	惟 吉
67	嘉久 又久	68	吉 一
69	嘉久 又久	70	一 雄
71	嘉久 又久	72	雄 郎
73	嘉久 又久	74	郎 良
75	嘉久 又久	76	良 健
77	嘉久 又久	78	健 光
79	嘉久 又久	80	光 五
81	嘉久 又久	82	五 勝
83	嘉久 又久	84	勝 和
85	嘉久 又久	86	和 健
87	嘉久 又久	88	健 秀
89	嘉久 又久	90	秀 洋
91	嘉久 又久	92	洋 竹
93	嘉久 又久	94	竹 邦
95	嘉久 又久	96	邦 政
97	嘉久 又久	98	政 一
99	嘉久 又久	100	一 志
101	嘉久 又久	102	志 夫
103	嘉久 又久	104	夫 信

受講番号	氏名	受講番号	氏名
56	大城 康成	57	兼松 秀雄
58	大城 康成	59	松本 敏雄
60	上原 成隆	61	宮本 敏雄
62	友成 弘		

労働基準法（1933年立法第44号）第31条第3項の規定に基づき、次のとおり公聴会を開催します。  
1972年4月4日

行政主席 鹿 良 朝 苗

- 1 日 時 1972年4月10日 午後2時
- 2 場 所 労働局会議室
- 3 公聴会において意見を述べようとする案  
労働基準法第31条第2項による最低賃金に関する賃金審議会の意見  
公聴会に出席して意見を述べようとする者は、前項の案を労働局労働基準  
部労働基準課に請求し、意見についてはその理由を附して予め文書によって  
4月8日までに労働局長に申し出ること。
- 5 公聴会の趣意は別に定める公聴会運営要綱による。
- 6 公聴会開催についての問い合わせは、労働局労働基準部労働基準課あてにす  
ること。

一九七二年簡（第三号）  
公 示 催 告

申立人 宮 里 てるみ  
別紙表示の小切手につき、右申立人から公示催告の申立があったから、その  
権利者は一九七二年一〇月三十一日午前一〇時までに当裁判所に権利を届け出る  
と同時に小切手を提出されたい。もし右期日までに届出および提出がないとき  
は、その無効を宣言することがある。  
一九七二年三月二十九日

那覇簡易裁判所  
裁判官 城 間 盛 俊

小切手目録

- 小切手の表示
- 一 額面金額 五千円也
  - 一 小切手番号 A一五九九八四
  - 一 振出地 那覇市牧志町
  - 一 振出人 株式会社 沖縄相互銀行 牧志支店
  - 一 振出月日 七九七二年三月九日

一九七二年簡（第五号）  
公 示 催 告

申立人 南洋土建株式会社  
代表取締役 比 嘉 廣  
別紙表示の小切手につき、右申立人から公示催告の申立があったから、その  
権利者は一九七二年一二月二日午前一〇時までに当裁判所に権利を届け出ると  
同時に小切手を提出されたい。もし右期日までに届出および提出がないと  
きは、その無効を宣言することがある。  
一九七二年三月二十七日

小切手の表示

- 一 小切手番号 第一三〇七号
- 一 振出年月日 一九七二年三月一三日
- 一 金 額 一五一〇ドル三セント也
- 一 振出人 琉球政府主任支出官
- 一 振出地 那覇市
- 一 支払場所 琉球銀行
- 一 最終所持人 南洋土建株式会社  
代表取締役 比 嘉 廣

1967年少第341号  
1972年3月23日

那覇簡易裁判所  
裁判官 久 場 玄 昭

那覇家庭裁判所名義支部

押 収 物 還 付 公 告

下記押収物は還付不能につき、刑事訴訟法第 510 条により公告する。受還付人は本日より 6 カ月以内に還付の請求をして下さい。

記

1967年押第57号

1 オズボン (1枚)

受還付人 与那嶺 照 雄

1969年少第376~379号

1972年3月23日

那覇家庭裁判所名義支部

押 収 物 還 付 公 告

下記押収物は還付不能につき、刑事訴訟法第 510 条により公告する。受還付人は本日より 6 カ月以内に還付の請求をして下さい。

記

1969年押第53号

1 ワイシャツ・ラノンシャツ 各1枚

受還付人 大 城 義 夫 こと  
金 城 照 純

1971年少第202号

1972年3月23日

那覇家庭裁判所名義支部

押 収 物 還 付 公 告

下記押収物は還付不能につき、刑事訴訟法第 510 条により公告する。受還付人は本日より 6 カ月以内に還付の請求をして下さい。

記

1971年押第31号

1 短 靴 (黒色1足)

受還付人 所有者不明

1970年少第381号

1972年3月23日

那覇家庭裁判所名義支部

押 収 物 還 付 公 告

下記押収物は還付不能につき、刑事訴訟法第 510 条により公告する。受還付人は本日より 6 カ月以内に還付の請求をして下さい。

記

1971年押第2号

1 オートバイ (1台)

受還付人 所有者不明

1971年少第122年~124号

1972年3月28日

那覇家庭裁判所

押 収 物 還 付 公 告

下記押収物は還付不能につき、刑事訴訟法第 510 条により公告する。受還付人は本日より 6 カ月以内に還付の請求をして下さい。

記

1971年押第8号

1 原付自転車 (ホンダカブ号) 1台

受還付人 不 明

1971年少第638号

1972年3月28日

那覇家庭裁判所

押 収 物 還 付 公 告

下記押収物は還付不能につき、刑事訴訟法第 510 条により公告する。受還付人は本日より 6 カ月以内に還付の請求をして下さい。

記

1971年押第72号

1 合 鍵 1個

受還付人 不 明



1971年少第952~957号  
1972年3月29日

那覇家庭裁判所ロラ女部

押収物還付公告

下記押収物は還付不能につき、刑事訴訟法第510条により公告する。受還付人は本日より5カ月以内に還付の請求をして下さい。  
記

1971年押第82号

1	ネクタイ (黄色斜しまいり)	1本
2	ヘヤーブラシ	1個
3	スボン	4枚
4	シャツ	5枚
5	ズボン	2枚
6	バスタオル	1枚
7	子供用草履	1足
8	カッター	1個
9	上衣 (国防服)	2枚
10	ネクタイ (黒地に白黒斑点)	1本
11	帽子	1個
12	ジャッキ	1個
13	カセットテープ	8個
14	雨傘	1個
15	工具箱 (工具34点入り)	1箱
16	トランプスターチ	1個
17	鏡	1個
18	時計	1個
19	ズボン	1枚
20	背広上衣	2枚
21	ワイシャツ	1枚
22	鏡中電灯	2個

以上  
受還付人 不詳

相続権主張の催告

一九七二年(家)第二六二号

住 所 那覇市首里石嶺町三丁目一九八番地

申立人 安良城 朝 弘

本 籍 那覇市首里平良町一丁目一三八番地

出生の場所 右に同じ

最後の住所 中頭郡美里村字古謝番地不詳

死亡の場所 右に同じ

死亡の年月日 昭和三十三年五月三〇日

被相続人亡 安良城 朝 計

大正九年六月二日生

右被相続人の相続財産に対し相続権を主張するものは一九七二年一〇月二五日までに申出をされたい。

那覇家庭裁判所

大同印刷工業株式会社